平成２８年（フ）第４５号
青森県弘前市大字浜の町西２丁目11番地29
債務者　三浦　　智
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第２２号
山口県防府市大字高井390番地の１　ファミールロジュマンＡ棟102号
債務者　藤井　淳利
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５８号
佐賀市大和町大字尼寺2706番地２　コーポ尼寺　201
債務者　吉岡　康子
1　決定年月日時　平成28年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６６号
佐賀市木原１丁目10番７号　大宝アパートＣ－２
債務者　貞包　智章
1　決定年月日時　平成28年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９０号
熊本県上益城郡嘉島町大字鯰2732番地３　ステェートヒルⅡ　202、前住所長崎県南島原市口之津町丁5400番地
債務者　山口　良子
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第９６号
長崎県佐世保市小佐世保町639番地１　２Ｆ、前住所長崎県佐世保市高梨町154番地
破産者　千綿　道晴
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１２９号
長崎県佐世保市東山町16番14号、前住所長崎県佐世保市大黒町393番地12
破産者　森田　真紀
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第３４号
山口県長門市日置上6067番地２
破産者　竹田　　徹
1　決定年月日　平成28年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２７年（フ）第１４３号
沖縄県宜野湾市我如古４丁目17番10号２Ｆ
破産者　ＲＩＶＥＲＲＯＣＫこと　大浜　一郎
1　決定年月日　平成28年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第５４０号
さいたま市岩槻区西町２丁目３番３号　コーポとも102、旧住所さいたま市岩槻区大字笹久保新田1037番地
破産者　大三精機製作所こと　酒井　　等
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０３５号
埼玉県幸手市南２丁目３番30号
破産者　石川　　徹
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７１号
神奈川県横須賀市森崎２丁目24番20―505号
破産者　関根　由子
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１１２０号
愛知県一宮市丹陽町九日市場1734番地１
破産者　前嶋　　聖
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３５号
京都府与謝郡与謝野町字三河内2035番地
破産者　山﨑　善男
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２７年（フ）第１７８号
福岡県筑紫野市美しが丘南１－１－４、住民票上の住所福岡県小郡市大崎742番地12
破産者　小牧　　剛
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１９７６号
札幌市豊平区中の島１条10丁目11番22―302号
破産者　相馬エリ子
1　決定年月日　平成28年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２６７号
青森市青葉１丁目５番地３　コーポみやび１―103号
破産者　工藤　智佳
1　決定年月日　平成28年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２６号
岩手県釜石市大只越町１丁目14番53号
破産者　佐々木正昭
1　決定年月日　平成28年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係